

受注者・受託者の皆様へ

電子保証証書を活用した前払金請求については、次のとおりとなりますのでご注意ください。

なお、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

※変更点

- ① 令和4年10月1日以後に入札公告、指名通知等を行った契約で、前払金保証申込をWebで行い保証証書を電子化した場合、保証証書に代えて、ア「電子証書に係る「認証キー」のお知らせ」か、イ「保証契約番号等報告様式」のいずれかを、前払金請求書に添えて提出していただくこととなります。

手続きの流れや様式、提出方法等については、道建設部建設管理課のホームページをご参照ください。

HPアドレス

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/hosyousyo_denshika.html

なお、従来どおり保証証書を書面で提出することも可能です。

- ② 令和4年10月1日以後、前払金の請求における前払金使途内訳明細書の提出は不要です。

建設行政室入札契約課

予算係 電話0143-24-9859